

見積もり参考資料

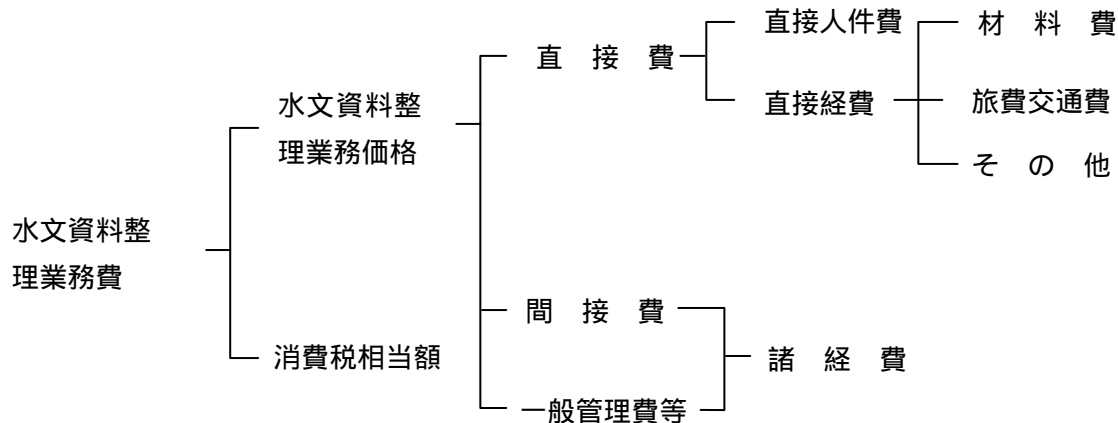
1. 水文資料標準照査業務

1.1 水文資料整理積算基準(案)

1.1.1 適用範囲

この積算基準は、国土交通省において実施する観測で得られた水文資料の整理業務に適用するものとする。

1.1.2 水文資料整理業務費の構成



1.1.3 価格構成費目の内容

(1) 直接費

直接費は、次の各項目について計上する。

1) 直接人件費

当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。

2) 直接経費

材料費

材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。

旅費交通費

当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

その他

その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記 ~ 以外に必要な費用である。

(2) 間接費

間接費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2)付加利益

付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1.1.4 水文資料整理業務費の積算方式

水文資料整理業務費は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned} (1) \text{水文資料整理業務費} &= (\text{直接費}) + (\text{間接費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{直接費}) \times (1 + \text{諸経費率})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

(2) 諸経費

諸経費率は、「測量作業積算基準」の測量諸経費率を適用する。

1.2 水文資料整理標準歩掛(案)

1.2.1 共通項目

水文資料整理において以下に示す作業は共通項目とする。

共通項目とは観測所数によらず、一括して計上されるものである。

(1) 計画準備

計画準備に係る作業工数は次表のとおりとする。

	測量技師	測量技師補
計画準備	0.6 人日	1.1 人日

(2) 打合せ

打合せに係る班編成、回数、作業工数は次表のとおりとする。

班編成及び回数

	回数	測量技師	測量技師補	測量助手
水文資料整理	実施前(1回)	1人	1人	
	中間(2回)		1人×2	1人×2
	納品時(1回)	1人	1人	
	合計(4回)	2人	4人	2人

1回あたりの作業工数

1回あたりの作業工数	0.4 人日
------------	--------

(3) 材料費

必要に応じて計上する。

1.2.2 自記紙読み取り

テレメータ化されていない観測所の自記データについて、自記紙、観測野帳等より読み取り、登録する作業工数は次表のとおりとする。

自記紙読み取り作業工数

自記紙データの読み取り及び登録の作業工数は、次表のとおりとする。

1観測所、1月あたりの作業工数	観測所種別	雨量	水位	風向・風速	地下水位
	測量技師補	0.02 人日	0.05 人日	0.24 人日	0.07 人日
	測量助手	0.06 人日	0.17 人日	1.24 人日	0.16 人日

注) 積雪計、温度計等について、自記紙を読み取る場合は別途計上する。

労務歩掛

作業工数に、観測月数(M)及び観測所数(N)を掛けて、次表のとおりとする。

(単位:人日)

観測所種別	雨量	水位	風向・風速	地下水位
測量技師補	$0.02 \times N \times M$	$0.05 \times N \times M$	$0.24 \times N \times M$	$0.07 \times N \times M$
測量助手	$0.06 \times N \times M$	$0.17 \times N \times M$	$1.24 \times N \times M$	$0.16 \times N \times M$

1.2.3 観測値のWISEF変換

電子ロガー等に記録された観測値をWISEF変換し、登録する作業工数は次表のとおりとする。

観測値のWISEF変換作業工数

1計器、1月あたりの作業工数	測量助手
	0.02 人日

労務歩掛

作業工数に、観測月数(M)及び計器数(N)を掛けて、次表のとおり計上する。

(単位:人日)

職 種	測量助手
WISEF変換	$0.02 \times N \times M$

1.2.4 観測値の補正

テレメータ、電子ロガー、自記紙等の登録されたデータについて、必要に応じ観測データの補正を行うこととする。観測値補正とは、

1)雨量計

- ・センサー等の機器的な故障が確認された期間は、原則として欠測とする。
- ・観測機器の駆動時計が、期間全体にわたって均等に誤差を生じていると認められるときは、比例配分により補正する。

2)水位計

- ・センサー等の機器的な故障が確認された期間は、原則として欠測とする。
- ・テレメータあるいは自記水位計観測値と量水標の読み値に一定差の誤差を生じていると認められるときは、観測値を量水標の読み値を基に修正する。
- ・量水標の零点高の変化は、経過時間に比例した誤差配分により補正する。
- ・観測機器の駆動時計が、期間全体にわたって均等に誤差を生じていると認められるときは、比例配分により補正する。
- ・水準基標の標高が、一定の誤差を生じていると認められたときは、比例配分により補正する。

3) その他

・その他観測機器について、補正が必要なときは適宜補正を行う。

観測値補正作業工数

1観測所、1月あたりの作業工数	測量技師補	測量助手
	0.11 人日	0.13 人日

労務歩掛

作業工数に、補正の必要な月数(M)及び補正の必要な観測所数(N)を掛けて、次表のとおり計上する。

(単位:人日)

職 種	測量技師補	測量助手
観測値補正	$0.11 \times N \times M$	$0.13 \times N \times M$

1.2.5 統計資料の作成

年表等の統計資料作成に係る作業工数は次表のとおりとする。

作業工数

1観測所あたりの作業工数	測量技師補
	0.09 人日

労務歩掛

作業工数に、観測所数(N)を掛けて、次表のとおり計上する。

(単位:人日)

	測量技師補
統計資料作成	$0.09 \times N$

1.2.6 一次照査(標準AQC・MQC)

登録された観測値(1年間のデータ)を対象に、水文水質データベースを用いて行う、一次照査の作業工数は次表のとおりとする。

一次照査作業工数

1観測所、1月あたりの作業工数	作業種別	雨量AQC	水位AQC	雨量MQC	水位MQC
	測量技師補	0.03 人日	0.03 人日	0.01 人日	0.02 人日
	測量助手	-	-	0.01 人日	0.02 人日

労務歩掛

作業工数に、観測月数(M)及び観測所数(N)を掛けて、次表のとおり計上する。

(単位:人日)

作業種別	雨量AQC	水位AQC	雨量MQC	水位MQC
測量技師補	$0.03 \times M \times N$	$0.03 \times M \times N$	$0.01 \times M \times N$	$0.02 \times M \times N$
測量助手	-	-	$0.01 \times M \times N$	$0.02 \times M \times N$

1.3 公益法人等が参加する場合の取り扱いについて

(1) 諸経費

公益法人等が当該業務を実施するときの諸経費は、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」における「総則 積算基準(参考資料) 公益法人等に発注する場合」によるものとする。

(2) 上記(1)の適用範囲について

以下の場合に、上記(1)により算出するものとする。

プロポーザル方式において公益法人等が特定された場合。

一般競争入札方式において競争参加資格の確認時点で公益法人のみとなった場合。(確認後に公益法人等のみとなった場合は除く。)

1.4 積算単価について

本業務の積算単価は、平成25年度単価に基づいています。

なお、平成25年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について(平成24年12月)」(<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html>)のページに掲載します。